

海外展開支援サービス

～「新輸出大国コンソーシアム」のご紹介～

2017年2月10日（金）

日本貿易振興機構（ジェトロ）

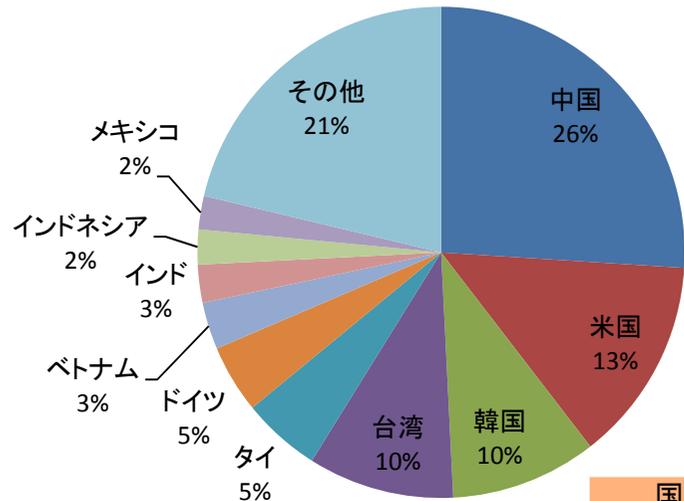
新潟貿易情報センター

新輸出大国コンシェルジュ 伊藤 実保子

新潟県企業の輸出状況および海外拠点の設置状況

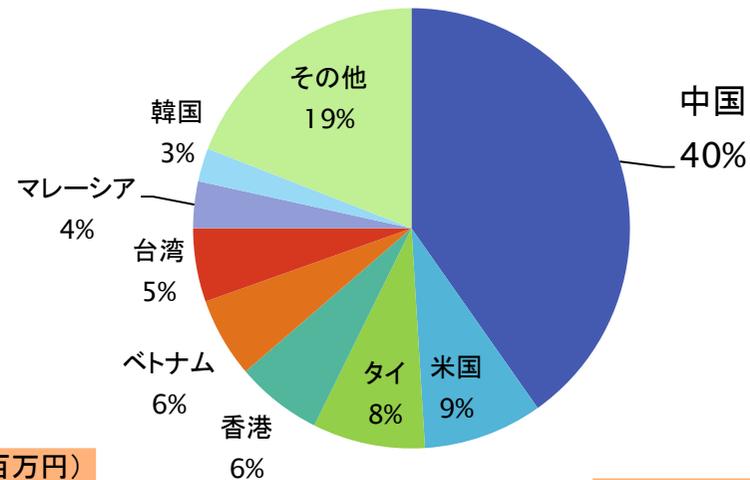
- 2015年度の輸出額は3,425 億円で、対前年比98.7%となり、2年ぶりに減少した。輸出先は中国・米国・韓国の順。対米国輸出が前年比1割増。
- 進出は中国、アメリカ。共通して中国のウェイトが高い状況。

新潟県企業の国・地域別輸出額(2014年)



国・地域	金額(百万円)
中国	89,129
米国	46,261
韓国	33,158
台湾	33,076
タイ	17,650
ドイツ	15,569
ベトナム	10,661
インド	8,509
インドネシア	7,825
メキシコ	7,442
その他	73,267
合計	342,547

新潟県企業の国・地域別進出状況(2015年3月時点)



国・地域	件数
中国	82
米国	18
タイ	17
香港	13
ベトナム	12
台湾	11
マレーシア	7
韓国	5
その他	39
合計	204

資料:「平成27年度新潟県輸出入状況・海外進出状況調査報告書」を基に作成

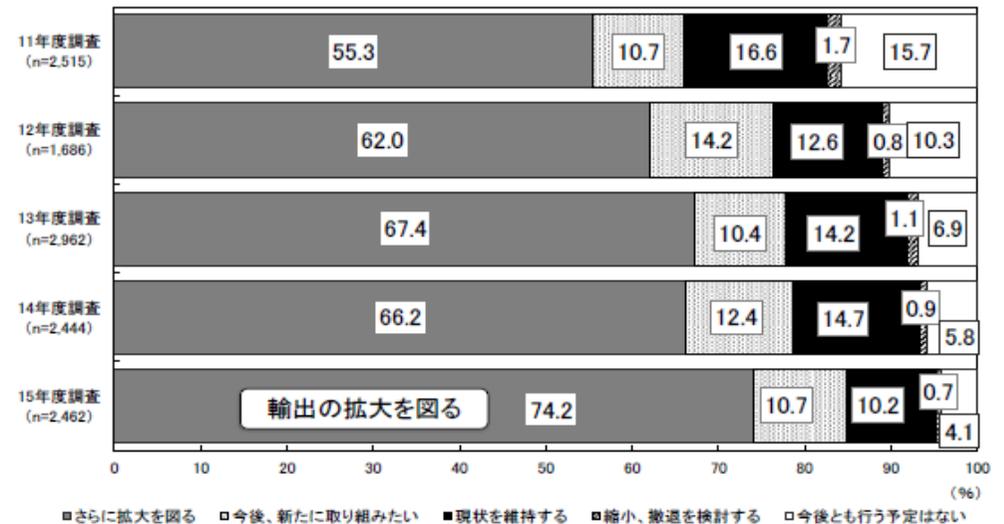
貿易への取り組み：今後の輸出方針

■ 輸出拡大意欲は大幅に増加

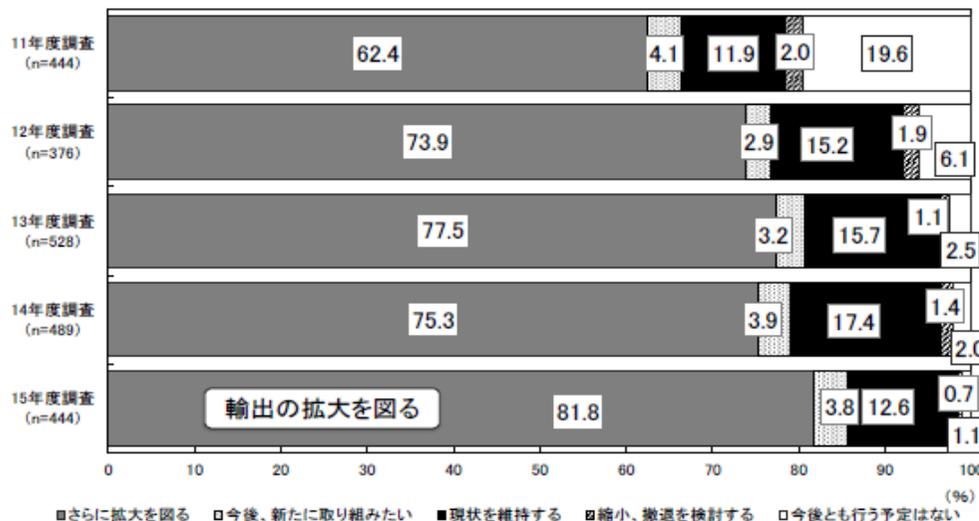
今後(3年程度)の輸出方針について、「輸出の拡大をさらに図る」企業が前年の66.2%から74.2%と過去5年間で最も高い比率に上昇、「新たに取り組みたい」(10.7%)企業と合わせると84.9%の企業が輸出拡大に積極的な姿勢を示した。

企業規模別では、大企業で81.8%の企業が輸出の拡大を図ると回答、中小企業でも72.5%に達した。業種別では、医療品・化粧品の88.9%を筆頭に情報通信機械器具／電子部品・デバイス(86.0%)、化学(85.6%)などで輸出拡大意欲が高い。

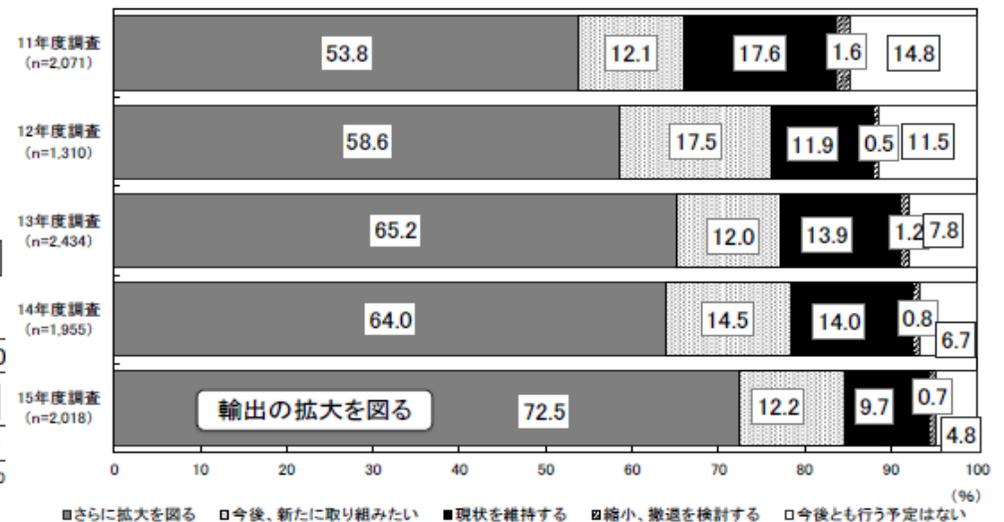
今後(2015年度も含めて3カ年程度)の輸出に関する方針



大企業



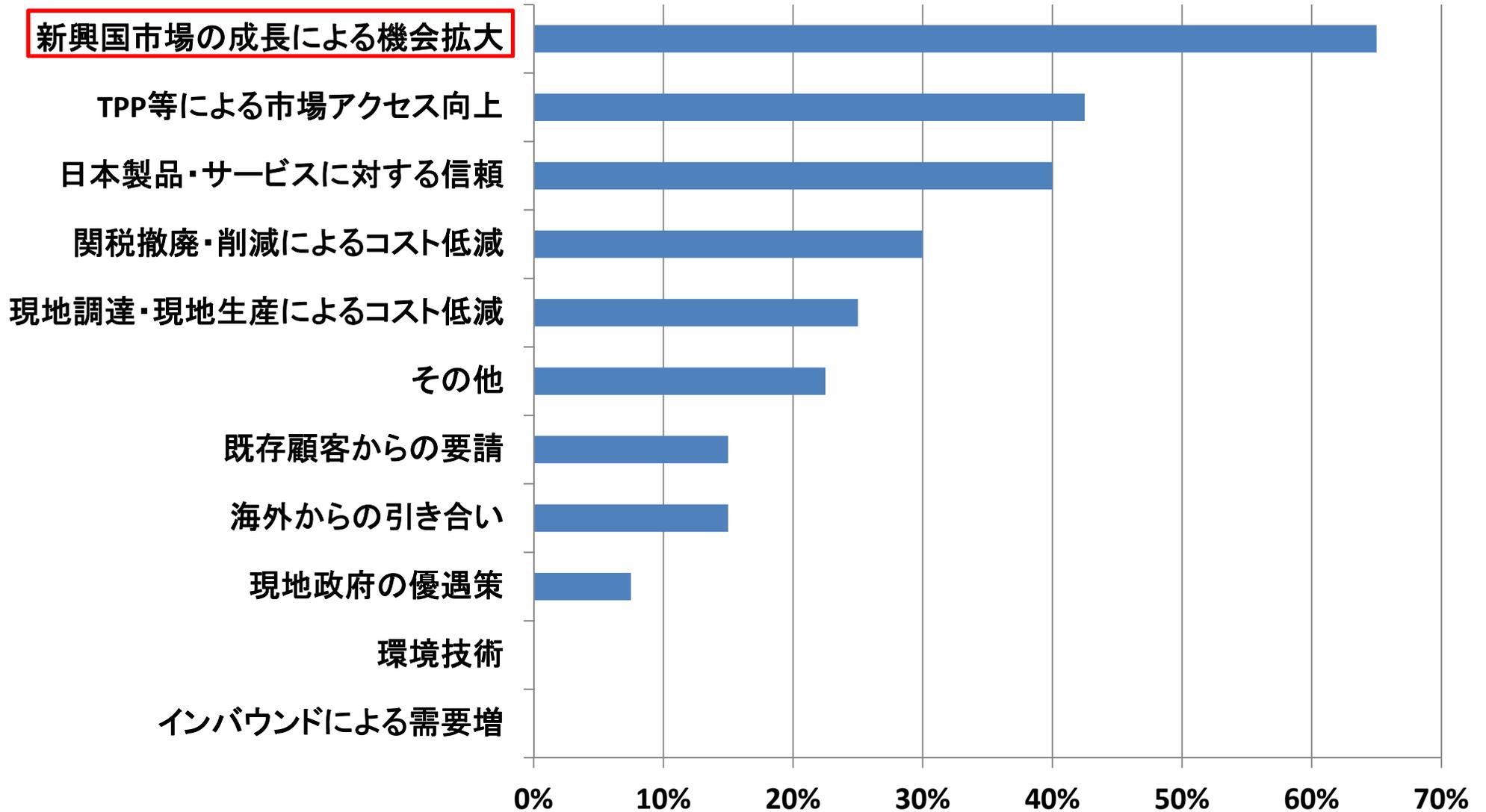
中小企業



[注]いずれも母数は「輸出を行う業種ではない」「無回答」を除いた企業数。

出所：2015年度日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査(ジェトロ海外ビジネス調査)結果概要

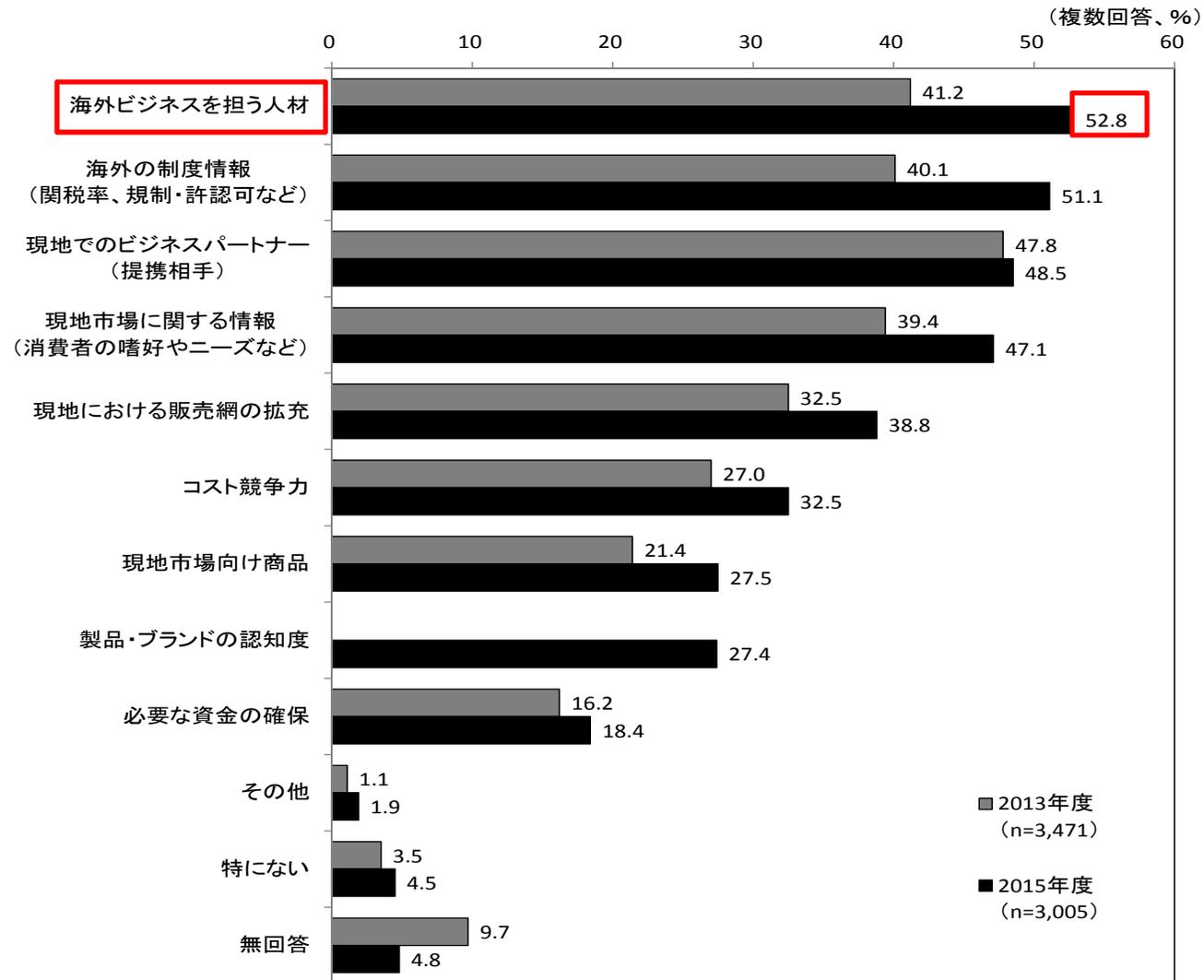
海外を目指す中堅・中小企業は、今、何をチャンス(機会)とみているのか？



※ジェトロの専門家(パートナー)による支援企業のSWOT分析シートから抽出して、ジェトロが作成(N=40)

中小企業の海外展開における課題

輸出や海外進出にあたっての課題には、**現地ビジネスパートナーの確保と海外ビジネスを担う人材**を挙げる比率が多い。



[注]母数は本調査の回答企業総数。

[出所]「ジェトロ貿易投資白書」 ジェトロ・メンバーズからの回答に限定して集計。

新輸出大国コンソーシアム ～海外展開支援のワンストップサービス～

新輸出大国コンソーシアム

コンソーシアム参加支援機関

経産局・
政府機関

地方自治体・
地域支援機関

商工会議所・商工会

地方銀行

信用金庫

中小機構

JICA

日本貿易保険

NEDO

ジェトロ

個別支援専門家

① 海外展開フェーズに即した
専門家

② 重点産業を支援する専門家

③ 個別課題に対応する専門家

新輸出大国コンシェルジュ
(企業様の担当窓口)



問い合わせ・相談

最適な支援の紹介

おまかせください！
私がお案内いたします！

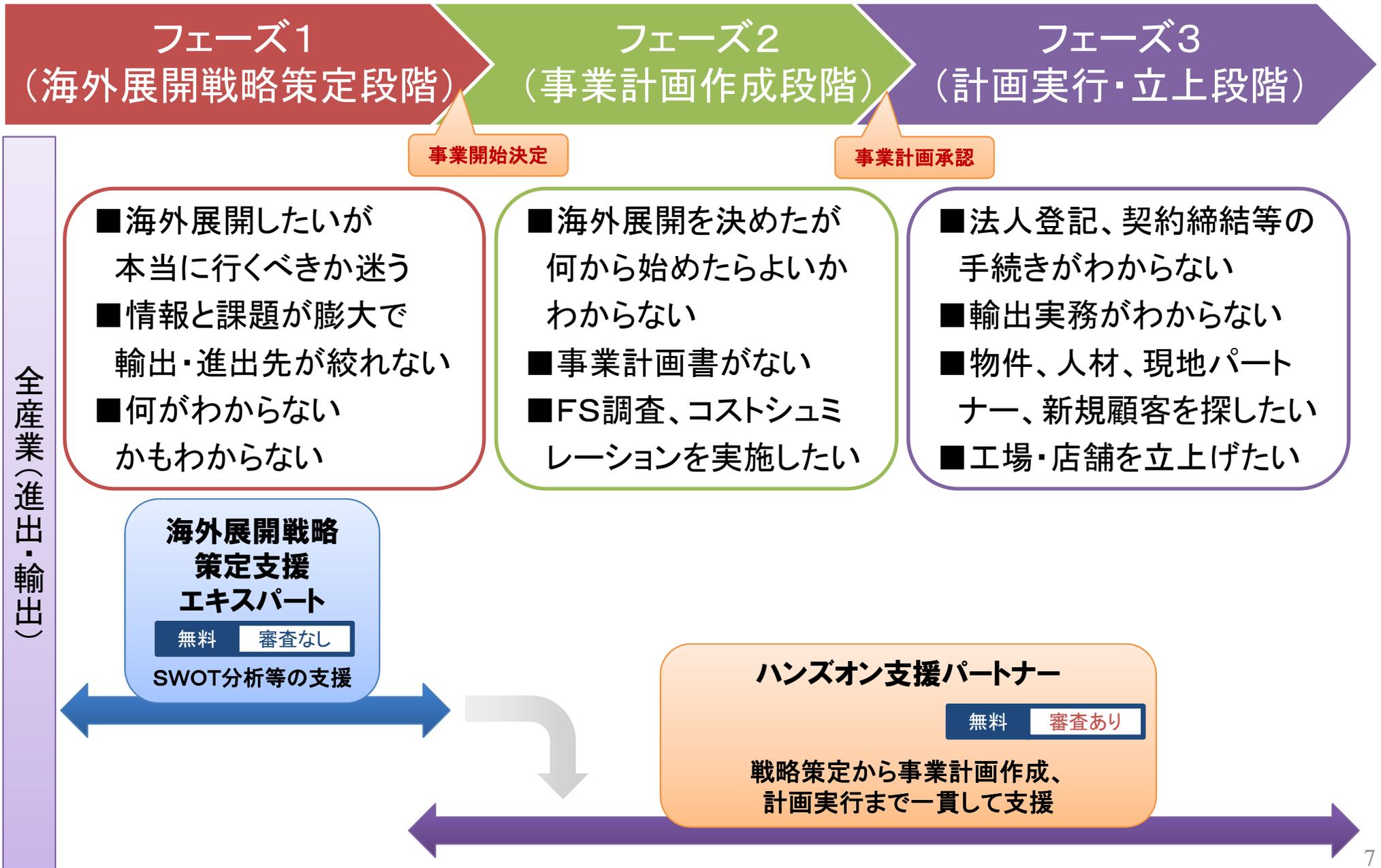
海外展開したいけど、
誰に相談したらよいのか...？



海外展開に関心がある
中堅・中小企業様

個別支援専門家 ① 海外展開フェーズに即した専門家

各フェーズ別に、各国・地域事情、実務に精通した専門家が支援します（産業は問いません）



① 海外展開フェーズに即した専門家 ~海外展開戦略策定支援エキスパート~

無料 審査なし

海外展開の実現に向けた1歩を

海外展開戦略策定支援サービスでは、海外展開(海外進出・輸出)に取り組む、又は検討している企業様に、SWOT分析等のツールを用い、戦略策定、課題整理、現状分析ができるよう、アドバイスやコンサルテーションを行うサービスです。

SWOT分析とは？：

SWOTは、Strength(S):強み、Weakness(W):弱み、Opportunity(O):機会、Threat(T):脅威の頭文字をとっています。自社を取り巻く環境の変化等の影響と、それに対する自社の現状を洗い出した上で、次のような4つの視点で自社のビジネス機会を発見します。

- (強み x 機会) = 強みを生かす戦略
- (強み x 脅威) = 脅威への対抗／縮小検討
- (弱み x 機会) = 弱みを克服する戦略
- (弱み x 脅威) = 専守防衛／撤退検討

◎ご利用企業様の声

手探り状態で進めていた自社の輸出ビジネスを整理し考えることができた

自社の持つ全体像がよりはっきりとしてきた

海外だけに注視していたが、インバウンドも活用できるという事に気づかされた

自社の状況を再確認し、知識のたな卸しが出来た



① 海外展開フェーズに即した専門家 ～パートナーによるハンズオン支援～

無料 審査あり

海外ビジネスに精通した専門家(パートナー)が、継続的な企業訪問を通じて、海外展開計画の作成支援から海外販路開拓、立ち上げ、操業支援まで一貫して支援します！

【対象業種】

①製造業全業種、②サービス業全業種、③その他の業種

【対象国】

①TPP協定締約国（オーストラリア、カナダ、シンガポール、チリ、ニュージーランド、ブルネイ、米国、ベトナム、ペルー、マレーシア、メキシコ）

②TPP協定締約国以外 ※②の場合は将来を含めTPP協定締約国への展開を検討していること

【ジェトロの費用負担】

①専門家（パートナー）の person 費、②専門家（パートナー）の国内外出張旅費

【採択企業の費用負担】

採択企業の person 費、その他、企業担当者の出張費等、実費は企業様のご負担となります

＜このようなお悩みの解決をサポートします！＞

「膨大な情報のうち何を信じたらよいかわからない」

「工場設立にあたり、担当者にノウハウがなく、指導役もいない」

「行き当たりばったりではなく、きちんと計画を立てて進めたい」

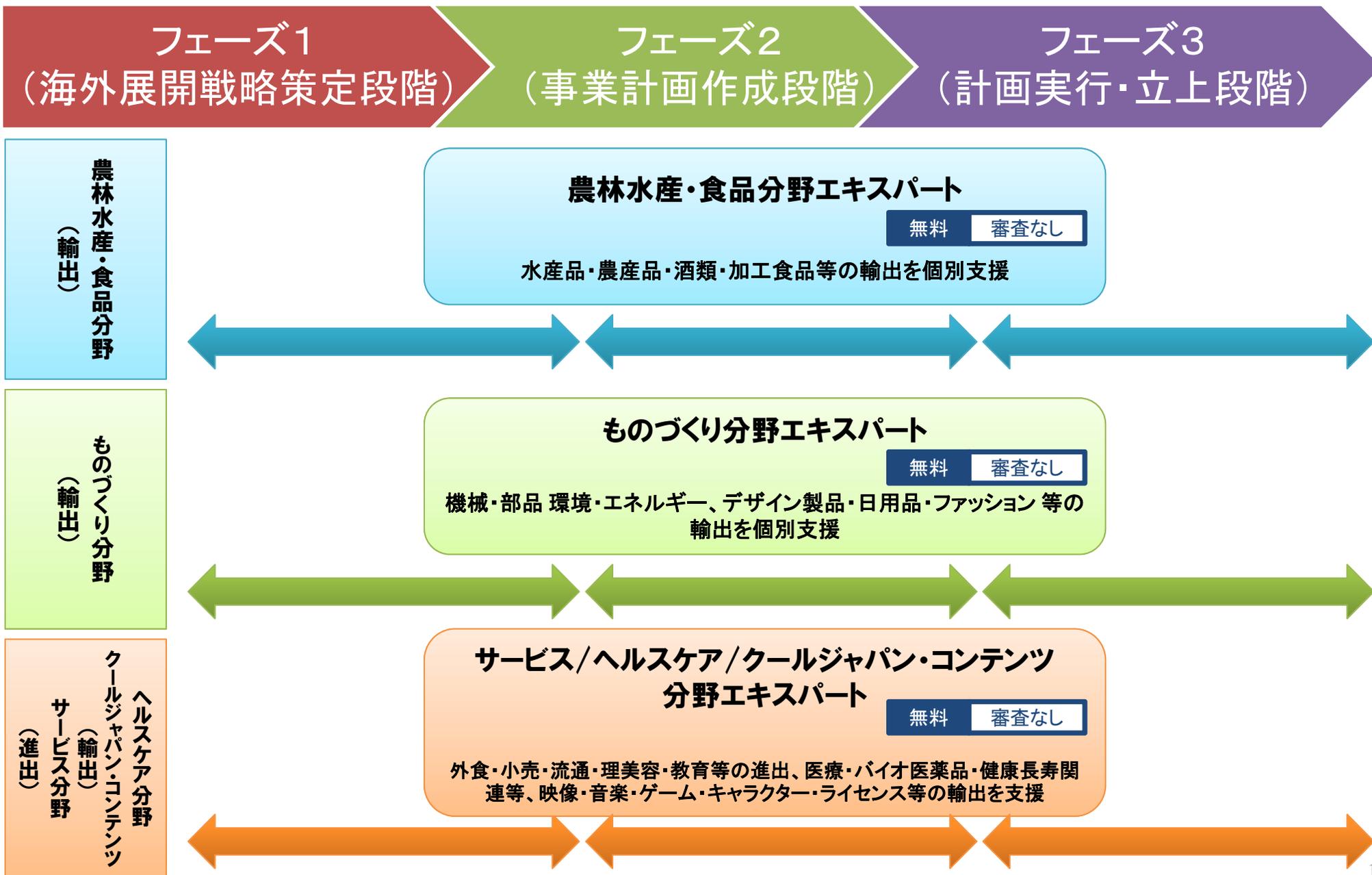
「初めて輸出すると決めたが、何から手をつけたらいいのか分からない」

「自分だけで一歩を踏み出すには自信がない」



個別支援専門家 ② 重点産業を支援する専門家

重点3分野について、各産業に精通した専門家が支援します(フェーズは問いません)



② 重点産業を支援する専門家 ～農林水産・食品/機械・部品/サービス分野等～

無料 審査なし

各産業分野に精通した専門家(エキスパート)が、企業訪問を通じ、展示会出展、商談、契約などについて、各分野の専門的な視点から個別に支援します！

<対象者>

重点5分野(農林水産・食品、ものづくり、サービス産業、ヘルスケア、クールジャパン・コンテンツ)に該当する輸出(サービス産業分野のみ進出)に取り組む企業

このような分野が対象となります！



ものづくり分野

- 機械・部品
- 環境・エネルギー
- 日用品・デザイン製品
- ファッション

農林水産・食品分野

- 米
- 青果物・茶
- 水産物
- 畜産物
- 酒類・加工食品等

サービス産業分野 (出店支援)

- 外食
- 小売・流通
- 理美容
- 教育等

ヘルスケア分野

- 医療
- バイオ・医薬品
- 健康長寿関連等

クールジャパン・コンテンツ産業分野

- 映像・音楽・ゲーム
- キャラクター・ライセンス等

※一部の専門家については、「中小企業」に限る場合がございます。

ご相談例



海外企業との契約締結の注意点を教えてほしい



海外での展示会に初めて出展するが、事前準備としてどのようなことが必要か知りたい



海外とビジネスをする際のイロハを教えてほしい



輸出に取り組むための社内体制作りのアドバイスがほしい



海外バイヤーとの商談後、契約に結びつけるためのアドバイスがほしい

個別支援専門家 ③ 個別課題に対応する専門家

各テーマについて、専門知識を有する専門家が支援します(フェーズ、産業は問いません)

フェーズ1
(海外展開戦略策定段階)

フェーズ2
(事業計画作成段階)

フェーズ3
(計画実行・立上段階)

「英文貿易実務指導」
エキスパート

無料 審査なし

初めて貿易実務に取り組もうとする企業様の貿易実務人材の育成を支援

「高度外国人材の採用・定着」
エキスパート

無料 審査なし

海外展開のためのブリッジ役となる、高度外国人材の採用・定着を支援

「外国人顧客の接遇」
エキスパート

無料 審査なし

訪日外国人観光客等への接遇を通じた、自社ブランドやサービスの認知向上を支援

「電子商取引」
エキスパート

無料 審査なし

越境ECの仕組み、越境ECマーケット、電子決済サービス等を情報提供・アドバイス

「基準・認証」
エキスパート

無料 審査なし

国際認証等取得の要否、取得方法などについて、個別支援

「TPP情報提供」
エキスパート

無料 審査なし

TPP後の関税率、原産地規則、EPA・FTAの適用などについての支援

全産業(進出・輸出)

③ 個別課題に対応する専門家 ～英文貿易実務指導エキスパート～

無料 審査なし

原則として初めて貿易実務に取り組もうとする企業様に対し、専門家(エキスパート)が英文貿易実務における豊富な経験と知識を生かして中長期的な貿易実務人材の育成を支援します。

<対象者>

海外展開を目指すものの、英文貿易実務に不慣れなため、社内に貿易実務に係る人材の育成を考えている中堅・中小企業等



例えば、このような支援が受けられます

輸出取引の一連の流れや基本的な業務についてのアドバイス

輸出に関わる英文契約書の基本知識や作成ポイントをアドバイス

輸出取引の際に注意すべき点やリスク対策についてのアドバイス

輸出者側に有利な貿易条件(インコタームズ)の選択方法をアドバイス

【利用企業様の声(アンケートより)】

- ◆ 基礎的な知識から契約書の具体的な例文まで丁寧に説明いただき参考になりました。契約書を作成、内容確認をする上で、注意すべき点など様々なアドバイスを頂いたので、これから貿易の書類をやりとりする際に大きく役立つと思います。
- ◆ 輸出したい弊社商品の特徴を踏まえ、覚書や契約書に記載すべきポイントを教えて頂き、大変役に立ちました。

③ 個別課題に対応する専門家 ～高度外国人材の採用・定着エキスパート～

無料

審査なし

海外展開を目指す中堅・中小企業様の高度外国人材の採用・定着をサポートするため、全国各地でのワークショップ、個別相談での助言、指導を行います。

<ワークショップ開催予定>

10/14京都、10/20神戸、10/27広島、
11/17大阪、11/25山口の他、沖縄、
鳥取、山形、東京と順次開催予定！

※詳細スケジュールはジェトロホームページをご確認ください

★過去のプログラム例★

- I 「高度外国人材の採用」
- II 「育成・定着の取り組み」
- III 「在留資格の手続き」
- IV 「異文化マネジメント」



例えば、このような
支援が受けられます

受入れ体制の整備、
定着に繋がる事例紹介

高度外国人材の募集
方法、応募者数を増や
すポイントをアドバイス

異文化マネジメント
輸出/進出・赴任先国の
人材に関するコーチング

在留資格切り替えの
流れや基本的な手続き
についてのアドバイス



【個別相談】

随時 受付けております！

③ 個別課題に対応する専門家 ～外国人顧客の接遇エキスパート～

無料

審査なし

海外展開を目指すため、増加する訪日外国人観光客等に自社ブランドやサービスの認知を向上させたいと考える企業様に対して、接遇、簡単な英語によるコミュニケーション、異文化マネージメント等に関する助言、指導を行います。

東京、大阪をはじめ、全国でのワークショップを開催予定！
※詳細スケジュールはジェットロホームページをご確認下さい



例えば、このような支援が受けられます

簡単な英語や、ジェスチャーによるコミュニケーション

国や宗教によって異なるマナーをアドバイス

外国人顧客、外国人観光客等への接遇方法を指導

クルーズ船の入港や地方創生の動きに応じた個社のビジネスモデルの構築支援

外国人社員、外国人アルバイトの採用方法や、一緒に働くポイントとノウハウ

【個別相談】
随時 受付けております！

③ 個別課題に対応する専門家

～基準・認証エキスパート～

無料

審査なし

海外展開において、UL規格、CEマークなどの国際認証やFDAの承認等の取得が必要となるケースが多々あります。この分野に豊富な経験をもつ専門家（エキスパート）が認証等取得の要否、取得方法などについて支援・指導を行います。

<対象者>

輸出に際し、どの認証を取得すればよいか知りたい、認証取得方法がわからない、などのお悩みをお持ちの中堅・中小企業様



例えば、このような支援が受けられます

CEマークの概要や取得方法
についてのアドバイス

海外に輸出するにあたり、必要な
認証やクリアすべき規制の内容お
よび手続きについてのアドバイス

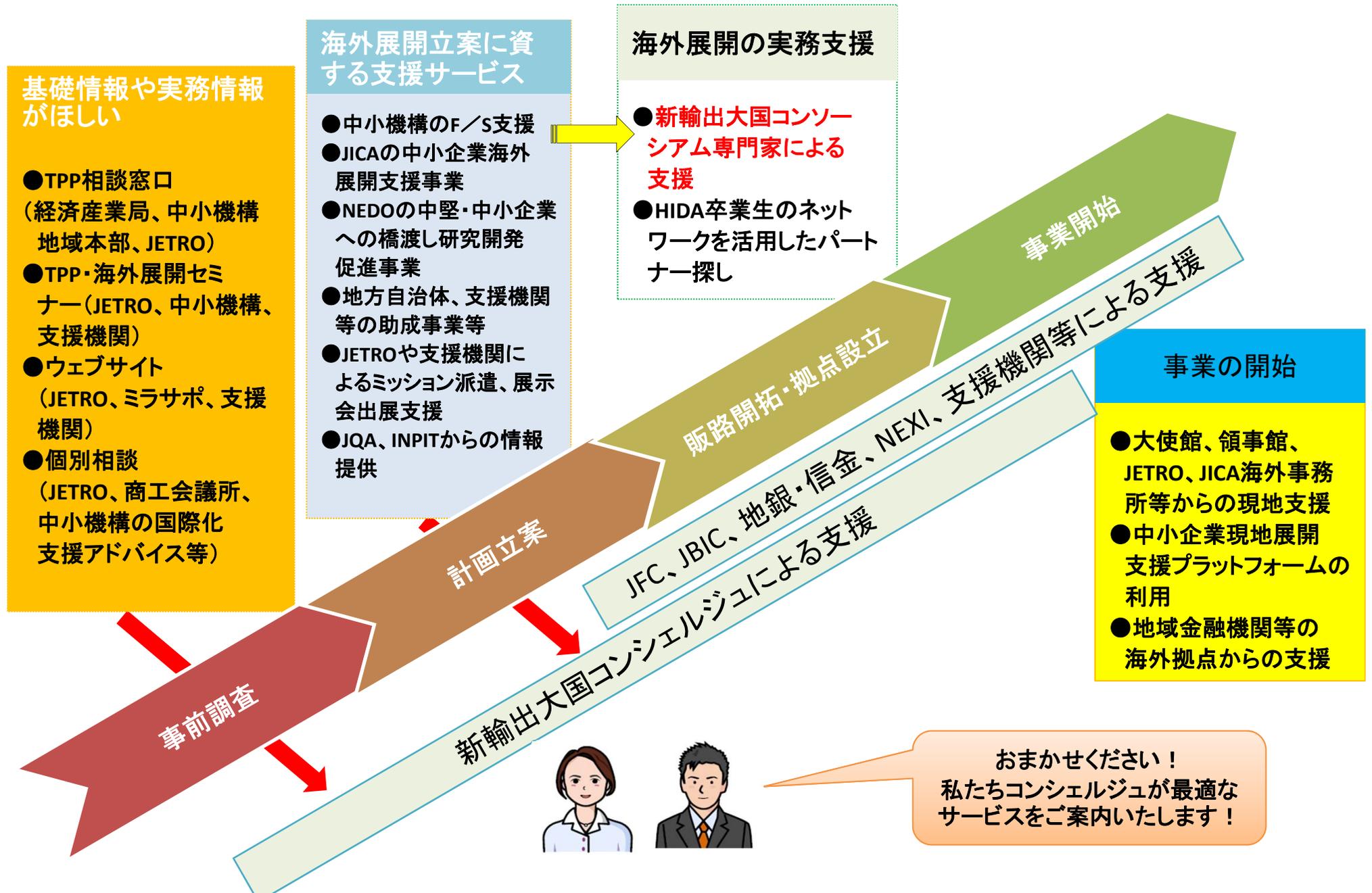
海外に輸出するにあたり、必要な認証
やクリアすべき規制の内容および手続
きについてのアドバイス

食品加工機械を米国に輸出
する際に必要な認証について
のアドバイス

中国に木材製品を輸出する際の認
証の要否、認証取得が必要な場
合、取得方法についてのアドバイス

【個別相談】
随時 受付けております！

新輸出大国コンソーシアム支援機関の連携イメージ



その他のJETROのサービス

専門家以外にも、多様なメニューをご用意しています！

JETRO
日本貿易振興機構 (JETRO)

海外ビジネス情報 | サービス | 国・地域別に見る | 目的別に見る | 産業別に見る

国・地域別に見る

国・地域別に見る
ビジネス情報と
JETROの支援サービス

国・地域一覧

アジア ・ASEAN ・インド ・インドネシア ・韓国 ・カンボジア ・北朝鮮 ・シンガポール ・スリランカ ・タイ ・台湾 ・中国 ・バングラデシュ ・パキスタン ・フィリピン ・ベトナム ・香港 ・マレーシア ・ミャンマー	・モンゴル ・ラオス ・日本 北米 ・カナダ ・米国 中南米 ・アルゼンチン ・エクアドル ・コスタリカ ・コロンビア ・チリ ・パナマ ・ブラジル ・ペネズエラ ・ペルー ・メキシコ	オセアニア ・オーストラリア ・ニュージーランド 欧州 ・アイルランド ・EU ・イタリア ・英国 ・オランダ ・オーストリア ・ギリシャ ・スイス ・スウェーデン ・スペイン ・スロバキア ・チェコ	・デンマーク ・ドイツ ・ノルウェー ・ハンガリー ・フィンランド ・フランス ・ベルギー ・ポルトガル ・ポーランド ・ルーマニア ロシア・CIS ・ウクライナ ・ウズベキスタン ・カザフスタン ・ロシア	中東 ・アラブ首長国連邦 ・イスラエル ・イラク ・イラン ・サウジアラビア ・トルコ アフリカ ・アルジェリア ・エジプト ・ケニア ・コートジボワール ・タンザニア ・チュニジア ・ナイジェリア ・南アフリカ共和国 ・モロッコ
--	--	---	--	---

JETRO
日本貿易振興機構 (JETRO)

海外ビジネス情報 | サービス | 国・地域別に見る | 目的別に見る | 産業別に見る

国・地域別に見る | 貿易 | 投資相談Q&A | 原産地証明書の種類

貿易・投資相談Q&A

基本的な貿易制度 | 基本的な投資制度 | 日本の輸出制度 | 日本の輸入制度 | 商品別輸入手続き

原産地証明書の種類

このページを印刷する

Q. 一般的に原産地証明書といわれるものと、特定原産地証明書ではどのような違いがあるのでしょうか。

A. 原産地証明書には大きく分けて2種類あります。

一般的に原産地証明書といわれるものは、各地商工会議所で発給されるもので、1. 輸入国の法律・規則に基づく申請、2. 契約や信用状で指定がある場合に発給します。この原産地証明書は、1923年11月3日にジュネーブで署名された「税関手続きの簡便化に関する国際条約」(ジュネーブ条約)に基づくもので、批准した各国が発給権を定め、発給しています。日本では商工会議所が発給権とされています。この原産地証明書の原産地規則は、関税法施行令ほか別表の原産地認定基準、関税基本通達66-3-5「協定税率を適用する場合の原産地認定基準」を準用しています。

一方、特定原産地証明書とは日本が締結する経済連携協定に基づくもので、協定によって定められた特恵関税の適用を目的としているもので、日本商工会議所が唯一の発給発給機関です。協定ごとに異なる原産地規則に準拠し合わせ、それぞれの協定に基づく様式で発給されます。これまでに発給済みの協定は、日本・シンガポール経済連携協定、日本・メキシコ経済連携協定、日本・マレーシア経済連携協定、日本・チリ経済連携協定、日本・タイ経済連携協定、日本・インドネシア経済連携協定、日本・ブルネイ経済連携協定、日本・ASEAN経済連携協定(シンガポール、ベトナム、ミャンマー、ラオス、日本、ブルネイ、マレーシア、タイ、カンボジア、フィリピン)、日本・フィリピン経済連携協定、日本・スイス経済連携協定、日本・ベトナム経済連携協定、日本・インド経済連携協定(2011年8月1日)、日本・ペルー経済連携協定(2012年3月1日)です。

このほか、一時的特恵関税適用のための原産地証明書(Form A)があります。これはUNCTADで開発途上国の経済発展の促進を目的として合意された制度の枠組みで、日本は開発途上国に対して供与する例で、日本の原産品には適用されません。したがって、日本では発給されていません。開発途上国から輸入する際に特恵関税が設定されている品目に関し、輸出国の発給機関で発給を受け、日本の税関に提出すれば一時的特恵関税の適用を受けられます。



新輸出大国コンソーシアム ～海外展開支援のワンストップサービス～

結局、何を、どう頼んだらよいのでしょうか...？



海外展開に関心がある
中堅・中小企業様

問い合わせ・相談



最適な支援の紹介

新輸出大国コンシェルジュ
(企業様の担当窓口)



まずは、私にご相談ください！

ジェトロ新潟貿易情報センター

新潟県新潟市中央区新光町16-4 荏原新潟ビル5階

TEL: 025-284-6991 FAX: 025-284-7910

E-mail: nig@jetro.go.jp

コンシェルジュ: 伊藤 実保子

※事務所スタッフ全員でお手伝いします！お気軽にお問い合わせください！
(または、サポートホットライン(東京) 0120-95-3375 まで)

日本貿易振興機構(ジェトロ)について

■ 名称	独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ) JAPAN EXTERNAL TRADE ORGANIZATION (JETRO)	
■ 根拠法	独立行政法人日本貿易振興機構法 (2002年12月13日法律第172号)	
■ 設立	2003年10月1日	
■ 事務所数	国内	本部(東京) 大阪本部 アジア経済研究所 貿易情報センター 43事務所
	海外	55カ国 74事務所 (2016年4月1日現在)
■ 職員数	国内	1,024名
	海外	711名
	合計	1,735名 (2016年4月1日現在)
■ ジェトロの目的	(独立行政法人日本貿易振興機構法(第3条)より抜粋) 「我が国の貿易の振興に関する事業を総合的かつ効率的に実施すること並びにアジア地域等の経済及びこれに関連する諸事情について基礎的かつ総合的な調査研究並びにその成果の普及を行い、もってこれらの地域との貿易の拡大及び経済協力の促進に寄与することを目的とする。」	